**認定こども園（給付）**

 **自　主　点　検　表**

【施設名：　　　　　　　　　　】 　　　　　　　　　記入者：職　　　　　氏名

 《公定価格の算定》※「項目」に記載された数字のうち『教〇』は、教育認定子どもに関するもの、『保〇』は保育認定子どもに関するものです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | 項　目  | 自　主　点　検　事　項 |  評価 |  根拠法令等 | 確認書類等 |
| **Ⅰ　地域区分等**１．地域区分（教①、保①）２．定員区分（教②、保②）３．認定区分（教③、保③）４．年齢区分（教④、保④）５．保育必要量区分（保⑤）**Ⅱ　基本部分**基本分単価（教⑤、保⑥）**Ⅲ基本加算部分**１．副園長教頭配置加算（教⑥）２．学級編成調整加配加算（教⑦）３．３歳児配置改善加算（教⑧、保⑦）４.満３歳児対応加配加算（教⑨又は教⑨’）５．講師配置加算（教⑩）６．休日保育加算（保⑧）７．夜間保育加算（保⑨）８．チーム保育加配加算（教⑪、保⑩）９．通園送迎加算（教⑫）１０．減価償却費加算（保⑪）１１．賃借料加算（保⑫）１２．外部監査費加算（教⑬、保⑬）１３．給食実施加算（教⑭）１４．副食費徴収免除加算（教⑮）※２，３号の保育認定子どもは除く１５．副食費徴収免除加算（保⑭）※１号の教育認定子どもは除く**Ⅳ 加減調整部分**１．教育認定子どもの利用定員を設定しない場合（保⑮）２．分園の場合（保⑯）３．土曜日に閉所する場合（保⑰）４．主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（教⑯、保⑱）５．年齢別配置基準を下回る場合（教⑰、保⑲）６．配置基準上求められる職員資格を有しない場合（教⑱、保⑳）**Ⅴ乗除調整部分**定員を恒常的に超過する場合（教⑲、保㉑）**Ⅵ 特定加算部分**１．療育支援加算（教⑳、保㉒）２．国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合(教㉑、保㉓)３．事務職員配置加算（教㉒）４．指導充実加配加算（教㉓）５．事務負担対応加配加算（教㉔）６．冷暖房費加算（教㉕、保㉔）７．施設関係者評価加算（教㉖、保㉕）８．除雪費加算（教㉖、保㉕）９．降灰除去費加算（教㉗、保㉖）１０．高齢者等活躍推進加算（保㉗）１１．施設機能強化推進費加算（教㉘、保㉘）１２．小学校接続加算（教㉙、保㉙）１３．栄養管理加算（保㉚）１４．第三者評価受審加算（教㉚、保㉛） | (1) 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平27府告示49別表第一による区分が適用されているか。　 前橋市は１００分の３地域(1) 利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。　 分園を設置する施設に係る基本分単価（保⑥）、国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合（保㉓）並びに処遇改善等加算Ⅰ及びⅢについては、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。(1) 利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。(1) 利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（教⑤、保⑥）、処遇改善等加算、３歳児配置改善加算（教⑧、保⑦）及び夜間保育加算（保⑨）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。(1) 利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。(1) 地域区分（教①、保①）、定員区分（教②、保②）、認定区分（教③、保③）、年齢区分（（教④、保④））、保育必要量区分（保⑤）（以下「地域区分等」）に応じて定められた額とされているか。(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)及び(イ)のとおりであり、これらが充足されているか。(ア) 保育教諭等基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。））第５条第３項の表備考第４号に規定する園長が専任でない場合に１名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第５条第３項に規定する教員を除く。）は以下のⅰとⅱを合計した数であること。ⅰ年齢別配置基準４歳以上児30人につき１人、３歳児及び満３歳児20人につき１人、１、２歳児（保 育認定子どもに限る。）６人につき１人、乳児３人につき１人(注１)「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（平成32年3月31 日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。（注２）ここでいう「４歳以上児」、「３歳児」、「１、２歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 　　　 また、「満３歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。 　　 ・教育認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が２歳で、年度途中に満３歳に達して入園した者 　　 ・２歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中に満３歳に達した後、保育認定から教育認定に認定区分が変更となった者（注３）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。＜算式＞｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１、２歳児数（保育認定を受けた子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝＝配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入） ⅱ その他ａ　保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については１人ｂ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については１人（注１）ｃ　主幹保育教諭等２人を専任化させるための代替保育教諭等を２人（うち１人は非常勤講師等でも可とする）（注２）ｄ　上記ⅰ及びⅱのａ、ｂの保育教諭等１人当たり、研修代替保育教諭等として年間２日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。）（注３）（注１）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。(注２）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。（注３）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又 は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。(イ) その他ⅰ 　園長（施設長）ⅱ 　調理員等　　　 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は１人、41人以上150人以下の施設は２人、151人以上の施設は３人（うち１人は非常勤）ⅲ　事務職員及び非常勤事務職員（注）（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。ⅳ　学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）(1) この加算の認定がされている場合、園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しており、配置人数にかかわらず同額とされているか。(ア) 学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。(イ) 学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。(ウ) 当該施設に常時勤務する者であること。(エ) 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第５条第３項に規定する教員に該当しないこと。(1) 全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育認定子ども及び保育（２号）認定子どもに係る利用定員が３６人以上３００人以下の施設に加算する。(1) この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、３歳児及び満３歳児に係る教員配置基準を３歳児及び満３歳児15人につき１人により実施しているか。(1) この加算の認定がされている場合について、(ア) ３歳児配置改善加算の適用がない場合【教⑨】年齢別配置基準のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は20人につき１人）により実施しているか。  ＜算式＞　 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児×1/6（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）(イ) ３歳児配置改善加算の適用がある場合【教⑨’】年齢別配置基準のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は15人につき１人）により実施しているか。 ＜算式＞ ｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児×1/6（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）(1) この加算の認定がされている場合、基本分単価（教⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する利用定員が35人以下又は121人以上となっているか。(1) この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設（以下「共同実施施設」という。）を含む。）を市町村が指定して実施すること。(イ) 幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）（以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第５条第３項、それ以外の認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号）（以下「認定こども園設備運営基準」という。）第２の一の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。ただし、保育教諭等の　数は全体で２名を下回らないこと。(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。　　　(2) この加算の適用を受けた施設は、翌年４月末日まで留意事項通知様式１を参考とした実績報告書を市長に提出しているか。(1) この加算の認定がされている場合、保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12年３月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市に認定された夜間保育を実施しているか。(ア) 設置経営主体夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。(イ) 事業所保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門（１号認定子どもを除く。）の施設であること。(ウ) 職員施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。(エ) 設備及び備品仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。(オ) 開所時間保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後１０時までとすること。　(1) この加算の認定がされている場合、基本分単価（教⑤、保⑥）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。この加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数（注１）の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数（注２）としているか。（注１）利用定員の区分ごとの上限人数45人以下：１人、46人以上150人以下：２人、151人以上240人以下：３人、241人以上270人以下：３．５人、271人以上300人以下：５人、301人以上450人以下：６人、451人以上：８人（注２）「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。(ア) 常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人未満の場合小数点第１位を四捨五入した員数とする。(例）2.3人の場合、２人(イ) 常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人以上の場合、小数点第１位が１又は２のときは小数点第１位を切り捨て、小数点第１位が３又は４のときは小数点第１位を０．５とし、小数点第１位が５以上のときは小数点第１位を切り上げて得た員数とする。 （例）3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人　(1) この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。　 通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算しているか。（注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。(ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること(注１)(イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること。(ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は　改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと。（注２）(エ) 賃借料加算（保⑫）の対象となっていないこと。(注１) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50％以上であること(注２) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。ⅰ 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市が認める場合ⅱ 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。ⅲ １施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に２を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額としているか。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における４月１日現在の人口密度が1,000人／K㎡以上の市町村をいう。(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。(ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること(注)(イ)（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること。(ウ)「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと。(エ) 減価償却費加算（保⑪）の対象となっていないこと。(注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の５０％以上であること。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下の地域の区分に定められた額とされているか。 | [ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[ ] 適[ ] 否[x] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当該当施設なし[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当該当施設なし[ ] 適[ ] 否☐非該当 [ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当該当施設なし該当施設なし[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当[ ] 適[ ] 否☐非該当 | 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項ついて」（府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号　平成28年8月23日。以下「留意事項通知」という。）別紙３ Ⅰ１．別紙４ Ⅰ１．留意事項通知別紙３ Ⅰ２．別紙４ Ⅰ２．留意事項通知別紙３ Ⅰ３．別紙４ Ⅰ３．留意事項通知別紙３ Ⅰ４．別紙４ Ⅰ４．留意事項通知別紙４ Ⅰ５．留意事項通知別紙３Ⅱ１．(1)別紙４Ⅱ１．(1)留意事項通知別紙３Ⅱ１．(2)別紙４Ⅱ１．(2)留意事項通知別紙３Ⅲ２．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ３．(1) 留意事項通知別紙３Ⅲ４．(1)別紙４Ⅲ２．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ５．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ６．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ３．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ３．(3) 留意事項通知別紙４Ⅲ３．(4)留意事項通知別紙４Ⅲ４．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ７．(1)別紙４Ⅲ５．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ８．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ６．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ６．（3）留意事項通知別紙４Ⅲ７．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ７．(3)留意事項通知別紙３Ⅲ10．(1)別紙４Ⅲ８．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ９．(1)留意事項通知別紙３Ⅲ11．(1)留意事項通知別紙４Ⅲ９．(1)留意事項通知別紙４Ⅳ１．(1)留意事項通知別紙４Ⅳ２．(1)留意事項通知別紙４Ⅳ３．(1)留意事項通知別紙４Ⅳ４．(1)留意事項通知別紙３Ⅳ２．(1)別紙４Ⅳ５．(1)留意事項通知別紙３Ⅳ３．(1)別紙４Ⅳ６．(1)留意事項通知別紙３Ⅴ１．(1)別紙４Ⅴ１．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ１．(1)別紙４Ⅵ１．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ３．(1)別紙４Ⅵ６．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ３．(2)別紙４Ⅵ６．(2)留意事項通知別紙３Ⅵ２．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ３．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ４．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ７．(1)別紙４Ⅵ４．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ８．(1)別紙４Ⅵ５．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ８．(2)別紙４Ⅵ５．(2)留意事項通知別紙３Ⅵ９．(1)別紙４Ⅵ６．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ11．(1)別紙４Ⅵ７．(1)留意事項通知別紙４Ⅵ８．(1)留意事項通知別紙４Ⅵ８．(3)留意事項通知別紙４Ⅵ８．(4)留意事項通知別紙３Ⅵ11．(1)別紙４Ⅵ９．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ11．(3)別紙４Ⅵ９．(2)留意事項通知別紙３Ⅵ11．(4)別紙４Ⅵ９．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ12．(1)別紙４Ⅵ10．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ12．(3)別紙４Ⅵ10．(2)留意事項通知別紙４Ⅵ10．(3)留意事項通知別紙３Ⅵ13．(1)別紙４Ⅵ12．(1)留意事項通知別紙３Ⅵ13．(3)別紙４Ⅵ12．(2) | 教育・保育給付費請求書特定教育・保育給付費請求書職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等副園長・教頭の履歴書教員免許状就任辞令給与等が確認できる書類職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等休日等における間食・給食の献立実績報告書保育所設置認可書（夜間保育に係るもの）職員名簿学級担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等運行計画書運行例路図送迎実施状況資料自己所有を証する書類（登記簿謄本等）建物整備・取得に係る契約書賃貸借契約書監査実施契約書等監査報告書献立表雇用契約書委託の場合は、業務契約書の写し献立表（１号認定こどもへの提供日数がわかるもの）子育て支援活動等の取組状況等の資料職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等履歴書等免許所有が確認できるもの療育支援の取組に関する資料障害者手帳のコピー臨時特例事業の申請書辞令職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等辞令職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等辞令職員名簿クラス担任表勤務割表（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ表）等教育・保育給付費請求書評価の実施状況がわかる資料委嘱状会議・公開保育等の記録加算職員との雇用契約書勤務表事業実績報告書領収書教育課程表協議会議事録等担当者名簿活動状況確認表栄養士の嘱託契約又は配置が確認できる書類（雇用契約書等）栄養士証(写)評価機関との契約書評価結果報告書広報･ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 都道府県 |
|  Ｃ地域  | 標準 | 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 |
| 都市部 |
|  |  |

＊表中「都市部」とは当年度又は前年度における４月１日現在の人口密度が1,000人／K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。こ (1) この加算の認定がされている場合、幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受けているか。　 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第３項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。(1) この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。 この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を４（週）で除して算出（小数点第１位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。長期休業期間の単価にも加算されているか。加算額は、定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額としているか。(ア) 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合（注１）(イ)　施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合（注２）（注１）施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合も含む。（注２）搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。(1) この加算は、全ての施設に加算されるが、加算額は、定められた額とし、副食費免除対象子ども（注）に加算されているか。（注）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がそれた子どもの数とする。(ア) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育認定子ども(イ) 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロ(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育認定子ども(ウ) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育認定子ども。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数（注）を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子どもについて加算されているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。（注）20を超える場合には20とする。(1) この加算は、全ての施設に加算されるが、加算額は、定められた額とし、副食費免除対象子ども（注）に加算されているか。（注）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がそれた子どもの数とする。(ア) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども(イ) 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども(ウ) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育認定子ども(1) 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園の場合、加減調整されているか。(1) 幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園の分園（「保育所分園の設置運営について（平成10年４月９日児発第302 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置された分園（幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。）。）の場合、加減調整されているか。(1) 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用されているか。また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。(1) 以下の要件を満たさない施設に適用されているか。（要件）主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙１－３のⅡの１（２）、（ア）ⅱｃの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。【教育認定こども(１号認定)(教⑯)の場合】(ア) 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）(イ) 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の子育て支援活動の推進 等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）(ウ) ３歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満３歳児が１人以上利用している月から年度を通じて加算。）(エ) 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が１人以上利用している月から年度を通じて加算。）(オ) 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は５月において計画により下記の要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）ⅰ 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。ⅱ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。ⅲ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること（継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。）。【保育認定こども(２．３号認定)(教⑱)の場合】(ア) 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）(イ) 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における月の平均対象子どもが１人以上いること。）。） ただし、当分の間は平成21年６月３日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知｢『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。(ウ) 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として 実施しているもの。）(エ) 乳児が３人以上利用している施設（月の初日において乳児が３人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする）(オ) 障害児（軽度障害児を含む。）が１人以上利用している施設（月の初日において障害児が１人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとされているか。）(1) 施設に配置する保育教諭等の数が、Ⅱの１．(２)、(ア)で定める保育教諭等の数（ⅱ のｃを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等１人を含む。）を下回る場合に加減調整されているか。本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を２で除した得た数とされているか。(1) Ⅱの１．(２)、(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合、加減調整されているか。本調整の算定上の「人数」は、必要資格を有しない者の数を２で除して得た数とされているか。(1) 直前の連続する２年度間（保育認定子どもにおいては５年度間）常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が120％以上の状態にある場合、乗除調整されているか。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。（注１）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。（注２）年間平均在所率当該年度内における各月の初日の教育認定こどもを受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育認定こどもに係る利用定員の総和で除したものをいう。(1) この加算の認定がされている場合、障害児（注１）を受け入れている（注２）施設（注３）において、主幹保育教諭等を補助する者（注４）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか（注５）。（注１）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。（注２）「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が１人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。（注３）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。（注４）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。 （注５）取組の例示・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実(1) 次の場合に調整されていますか。 (要件)「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和３年12 月23 日府子本第1203 号内閣府子ども・子育て本 部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた施設。(2) (1)の加減調整額は、別に定める額に年齢別平均利用児童延べ数を乗じて得た額の合計を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とされていますか。また、３月初日に利用する子どもの単価から減算していますか。（注）年齢別平均利用児童延べ数は、国家公務員給与改定対応部分の補助額の算定に使用した年齢別平均利用児童数（広域利用の児童数を含む。）に国家公務員給与改定対応部分の事業実施月数を乗じて得た数とする。 (1) この加算が認定されている場合、基本分単価（教⑤）において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上となっているか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。(1) この加算が認定されている場合、基本分単価（教⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上となっているか。(1) この加算が認定されている場合、基本分単価（教⑤）において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに事務職員配置加算（教㉒）において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設であるか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。(1) 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。前橋市はその他地域一級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。　 二級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。　 三級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。　 四級地　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。　 その他地域　上記以外の地域をいう。(1) この加算の認定がされている場合、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設（注）とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。（注）幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。(1) この加算の認定がされている場合、豪雪帯対策特別措置法年法律第２条第２項に規定する地域に施設が所在しているか。※前橋市は非該当の加算(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。　 ※前橋市は非該当の加算(1) この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため以下の要件を満たす施設に加算されているか。(ア) 高齢者等（注１）を職員配置基準以外に非常勤職員（注２）として雇用（注３）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に 適した業務（注４）を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。　　　 また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。（注１）高齢者等の範囲　　 ⅰ 当該年度の４月１日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者　 ⅱ 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）　 ⅲ 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）　 ⅳ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）（注２）非常勤職員の範囲　 １日６時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とされているか。（注３）雇用の範囲雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。（注４）高齢者等が行う業務の内容の例示ⅰ 利用子ども等との話し相手、相談相手ⅱ 身の回りの世話(爪切り洗面等)ⅲ 通院、買い物、散歩の付き添いⅳ クラブ活動の指導ⅴ 給食のあとかたづけⅵ 喫食の介助ⅶ 洗濯、清掃等の業務ⅷ その他高齢者等に適した業務(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していることⅰ 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）ⅱ 一時預けかり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における月の平均対象子どもが１人以上いること。）。）ただし、当分の間は平成21年６月３日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知｢『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。ⅲ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）ⅳ 乳児が３人以上利用している施設（４月から11月までの各月初日を平均して乳児が３人以上利用していること。）ⅴ 障害児（軽度障害児を含む。）が１人以上利用している施設（４月から11月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、３月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年４月末日までに留意事項通知様式２を参考とした実績報告書を市町村長に提出しているか。(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１～３）を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。(ア) 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）(イ) 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は４月又は５月）における平均対象事業が１人以上いること。）。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）(ウ) 満３歳児に対する教育・保育の提供（４月から11月までの各月初日を平均して満３歳児が１人以上利用していること。）(エ) 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保供（４月から11月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）（注１）取組の実施方法の例示・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。（注２）取組に必要となる経費の額 　 　取組に必要となる経費の総額が、概ね１５万円以上見込まれること。（注３）支出対象経費 　 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は 含まない。）(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年４月末日までに留意事項通知様式３を参考とした実績報告書を市町村に提出しているか。(1) この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。(ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。(イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。(ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（注）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。（注）栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に１０円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とされているか。（ア）配置（注１） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの１（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（イ）兼務（注２） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの１（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（ウ）嘱託（注３） 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（注１）本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。（注２）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。（注３）配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。(1) この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。(2) この加算の認定がされている場合の加算額は定められた額を、３月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。 |